

令和7年（2025年）第4回可児市議会定例会提出議案説明書

認定第1号	令和6年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和6年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和6年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和6年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和6年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	令和6年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	令和6年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	令和6年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	令和6年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号	令和6年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第11号	令和6年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第12号	令和6年度可児市水道事業会計決算認定について
認定第13号	令和6年度可児市下水道事業会計決算認定について

議案第52号	令和7年度可児市一般会計補正予算（第3号）について
議案第53号	令和7年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第54号	令和7年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
議案第55号	令和7年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第56号 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

地方公共団体情報システムの標準化において、住登外者を管理する住登外者宛名番号管理機能を実装すること等に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第2条】住登外者及び住登外者宛名番号管理機能の定義を規定する。

【第4条】個人番号の利用範囲に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）の処理に関する自らが保有する住登外者宛名情報の利用を加える。

【旧別表第1の3の項】個人番号を利用する事務から、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものを削る。

【旧別表第1の8の項】個人番号を利用する事務から、可児市障がい者就労支援事業実施要綱による障がい福祉サービスの利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるものを削る。

【新別表第1の8の項】個人番号を利用する事務に、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものを加える。

【別表第2の24の項、25の項、27の項、28の項、29の項、新別表第2の31の項】同一の実施機関内において利用することができる特定個人情報に、住登外者宛名情報を加える。

【別表第2の26の項】同一の実施機関内において利用することができる特定個人情報から、法の規定により他の個人番号利用事務実施者から提供を受けることができる利用特定個人情報を削る。

【旧別表第2の31の項】同一の実施機関内において特定個人情報を利用することができる事務から、可児市障がい者就労支援事業実施要綱による障がい福祉サービスの利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるものを削る。

【新別表第2の32の項】同一の実施機関内において特定個人情報を利用することができる事務に、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものを加える。

(3) 施行日／公布の日

議案第57号 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

人事院規則10－11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）が改正され、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について規定されたことに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【新第17条の2】妊娠・出産時や育児期の職員への、面談等による両立支援制度の周知や制度利用、働き方の意向確認について規定し、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるようにするもの。

(3) 施行日／令和7年10月1日

附則第2項の規定は、公布の日

議案第58号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(1) 制定趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）及び人事院規則19－0（職員の育児休業等）が改正され、育児時間の多様化に係る関係規定が整備されたことに伴い、関係条例を改正するもの。

(2) 制定内容

【第1条】可児市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

【第18条】部分休業をすることができない非常勤職員の要件について、勤務日ごとの勤務時間に関する要件を削除する。

【第19条】現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」で請求する部分休業を「第1号部分休業」と規定するとともに、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止する。

【第19条の2】育児休業法改正により新設される「1年につき条例で定める時間を超えない範囲内」で請求する部分休業を「第2号部分休業」と規定するとともに、取得単位等について規定する。

【第19条の3】部分休業の請求の申出に係る期間を、毎年4月1日から翌年3月31日までと規定する。

【第19条の4】1年につき請求できる第2号部分休業の時間の上限を、非常勤職員以外は77.5時間、非常勤職員は1日当たりの勤務時間に10を乗じた時間と規定する。

【第19条の5】部分休業の申出内容を変更できる特別の事情について規定する。

【第21条】部分休業の取消事由について、特別の事情が生じたことにより部分休業の申出内容を変更したときと規定する。

【第2条】可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

【第15条】部分休業について、1日の勤務時間の一部を勤務しないこととしていた規定を、一部又は全部を勤務しないこととするよう改めるほか、所要の改正を行う。

【附則第2条】育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間に関する経過措置として、令和7年10月1日から令和8年3月31日までは、第2号部分休業の時間の上限を2分の1とするよう規定する。

(3) 施行日／令和7年10月1日

議案第59号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

(1) 制定趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を改正するもの。

(2) 制定内容

【第1条】可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正

【第2条】子ども・子育て支援法の条項にずれが生じることに伴い、引用条項を改める。

【第25条】児童福祉法の条項にずれが生じることに伴い、引用条項を改める。

【第2条】可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

【第12条】児童福祉法の条項にずれが生じることに伴い、引用条項を改める。
【第3条】可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

【第12条】児童福祉法の条項にずれが生じることに伴い、引用条項を改める。
(3) 施行日／令和7年10月1日
第1条中可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例第2条の改正規定は、令和8年4月1日

議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

令和7年9月30日に任期満了となる現委員の佐久間英明さんを引き続き選任することについて、議会の同意を求めるもの。【地方税法第423条第3項】

議案第61号 教育委員会委員の任命について

令和7年9月30日に任期満了となる現委員の伊藤小百合さんの後任を任命することについて、議会の同意を求めるもの。【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項】

氏名	住所
瀨川 登美子	可児市若葉台*****

議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。【人権擁護委員法第6条第3項】

氏名	住所
荻野 伊久雄	可児市広見*****
加藤 準一	可児市今渡*****

議案第63号 請負契約の締結について

庁舎・総合会館駐車場カーポート型太陽光発電設備建設工事を請け負わせるもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条】

(契約方法) 事後審査型制限付き一般競争入札

(契約金額) 273,350,000円

(相手方) 栗山・ハセテック特定建設工事共同企業体

代表構成員 株式会社栗山組 可児営業所 営業所長 赤座 喜政

構成員 ハセテック工業株式会社 代表取締役 長谷川 高志
(工 期) 議決日～令和8年3月13日

議案第64号 請負契約の締結について

可児市運動公園既存建築物解体撤去工事を請け負わせるもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条】

(契約方法) 事後審査型制限付き一般競争入札

(契約金額) 165,731,500円

(相手方) 小林工業株式会社 代表取締役 小林 司朗

(工 期) 議決日～令和8年2月27日

議案第65号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について

岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退することに伴い、当該退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更について、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるもの。【地方自治法第286条第1項・第290条】

施行日／令和8年4月1日

議案第66号 岐阜県市町村会館組合同約の変更に関する協議について

岐阜県市町村会館組合が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、岐阜県市町村会館組合同約に同組合の事務の承継に係る規定を加えることについて、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるもの。【地方自治法第286条第1項・第290条】

施行日／岐阜県知事の許可のあった日

議案第67号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等について、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるもの。【地方自治法第288条・第289条・第290条、岐阜県市町村会館組合同約第12条第1項】

議案第68号 令和6年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和6年度可児市水道事業会計決算における当年度未処分利益剰余金について、資本金に処分するもの。【地方公営企業法第32条第2項】

議案第69号 令和6年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和6年度可児市下水道事業会計決算における当年度未処分利益剰余金について、資本金及び減債積立金に処分するもの。【地方公営企業法第32条第2項】

○提出議案数／認定13 予算4 条例4 人事3 契約2 その他5 合計31

【諸般報告】

報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するもの。【地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項】

報告第9号 出資法人の経営状況説明書について

次の出資法人の経営状況説明書を報告するもの。【地方自治法第243条の3第2項】

公益財団法人可児市体育連盟

公益財団法人可児市文化芸術振興財団

報告第10号 放棄した債権の報告について

市が放棄した債権を報告するもの。【可児市債権管理条例第10条第2項】

生活保護費返還金（2件）	債権額	39,000円
児童扶養手当返還金（1件）	債権額	135,000円
市営住宅使用料・駐車場使用料（1件）	債権額	113,000円
市営住宅目的外使用料（2件）	債権額	33,400円
水道料金（13件）	債権額	104,617円